

国際海事機関 第 51 回 防火小委員会の結果について（プレス）

2 月 5 日から 9 日まで、英国ロンドンにおいて、55 の国及び地域、15 の機関等の参加のもと、国際海事機関 (IMO) 第 51 回防火小委員会 (FP51) が開催された。我が国からは在英国大使館、海上技術安全研究所、民間機関等の者から構成される代表団が参加した。

主な審議内容・結果は以下のとおり。

1. 火災安全設備のための性能試験及び承認基準の見直しについて

本小委員会においては、新たな技術や知見を取り入れるため、継続的に、火災安全設備に関する性能試験及び承認基準の見直しを行っている。また、今次会合では、旅客船キャビンバルコニーの防火対策に関する海上人命安全条約 (SOLAS 条約) 改正に関連する火災安全設備の承認指針案の検討も行うこととなった。

審議の結果、小委員会は、以下の事項等を次回の第 83 回海上安全委員会 (MSC83) へ承認のために提出することに合意した。

- ・ 機関区域の固定式炭酸ガス消火装置に関する 2 段階操作要件の遡及適用に関する SOLAS 条約改正案 (第 II-2 章第 10 規則 4.1.5 の追加) (我が国提案 (作業に数日を要することから、適用期日を入渠の時期とすべき) に基づき修正されたもの)
- ・ 旅客船のキャビンバルコニーの固定式水系消火装置及び火災探知警報装置に関する承認指針案

継続的に審議している、機関区域内及び貨物ポンプ室の保護区域内に設置される高膨張泡消火装置のための承認指針案については、泡の潰れにくさを確認する泡原液の積上げ試験等について議論を行ったが、時間の都合により最終的な合意には至らなかったため、次回会合 (FP52) での合意を目指すこととした。

2. 火災試験方法コード (FTP コード) の総合見直しについて

FTP コードについて、最新の国際規格や新たな知見を採り入れて総合的に見直すべきとの我が国の提案に基づき、昨年開催された FP50 から総合的な見直しを行っている。

今次会合では、我が国の平岡達弘氏 (製品評価安全センター) がコーディネータを務めるコレスポネンス・グループの検討結果をベースとして、同じく、我が国の吉田公一氏 (海上技術安全研究所) が議長を務める作業部会にて検討を行った。

審議の結果、小委員会は、以下の事項等について基本的に合意した。

- ・ 船舶内装材料に関する発煙性・毒性試験、表面火炎伝播性試験及び防火仕切りに関する耐火試験に、最新の ISO 規格を利用すること
- ・ 我が国提案に基づき、蒸気バリア試験方法における金属表面への黒色塗装前処理を廃止すること
- ・ 大きなサイズの防火戸の評価方法については、試験炉で試験可能な最大サイズの防火戸を用いた試験を要求すること、それ以上のサイズについては試験可能な最大寸法のモデルでの試験結果から実際のドアの火災安全を評価すること

本見直しについては、来年開催予定の FP52 にて改正案を最終化することを目指し、引き続き、平岡氏がコーディネータを務めるコレスポネンス・グループにて検討を継続することとした。

3. 新造／現存旅客船の避難解析指針の見直しについて

新造及び現存旅客船のための暫定の避難解析指針 (MSC/Circ.1033) は、避難解析を実施する際の各種条件設定等を示したものであり、FP48 から見直しに関する審議を行っている。

今次会合では、我が国の太田進氏 (海上技術安全研究所) がコーディネータを務めたコレスポネンス・グループの報告及び各種の避難解析時間分布を用いた海上技術安全研究所の解析結果をベースとして、太田博士を議長とする作業部会にて検討を行った。

審議の結果、小委員会は、見直した指針案について、暫定を取り、避難解析指針案として MSC83 へ承認のため提出することとした。

4. タンカーの爆発事故防止対策について

2003年6月に発生した仏籍 Chassiron 号の爆発事故を契機に、20,000DWT 未満のケミカル／プロダクトタンカーの爆発事故防止対策について検討することが提案されており、今次会合では、「現在、20,000DWT 以上のケミカル／プロダクトタンカーに設置を義務付けているイナートガス装置(IGS)を、引火点の低い物質を運送する 20,000DWT 未満の新造及び現存タンカーに設置すべき」等との点について、今後、どのように取り扱っていくかについて検討を行うこととなった。

本件については、我が国から予備的な総合的安全評価結果(20,000DWT 未満の新造ケミカル／プロダクトタンカーへの IGS の設置は費用対効果が正当化されない)を提出していたところ、事故発生時の環境修復のための費用等も考慮に入れることが必要との指摘があった。

審議の結果、小委員会は、現存船についても検討対象とするかどうかについて意見が分かれたが、この点については新造船に対する検討の後、その結果を踏まえて対応することとし、新造船に関する検討を新たな作業項目に正式に入れるよう海上安全委員会に勧告することとした。

5. 条約・コード規定の統一解釈の作成について

(1) 貨物船の非常用消火ポンプ揚程について

貨物船の非常用消火ポンプの揚程に関する火災安全設備コード(FSSコード)第12章2.2.1.3に対する国際船級協会連合(IACS)統一解釈案について、FP49から継続審議となっている。

審議の結果、更なる詳細な検討が必要とのこととなり、小委員会は、復原性・満喫・漁船小委員会(SLF)に検討を要請するとともに、次回FP52にて再審議を行うこととした。

(2) 居住区域等における持運び式消火器の数と配置について

居住区域等に設置すべき持運び式消火器の数については、SOLAS条約第II-2章において主管庁が決めることとされているが、中国から、設置すべき数についての統一解釈を作成することが提案され、今次会合から審議開始となった。

会期中、起草部会を設け、中国、米国及び我が国の持運び式消火器の数の国内基準をベースに、統一解釈案を検討・作成した。同部会においては、船種に関係なく持ち運び式消火器の数と配置を決めること、予備の消火剤については検討に含めないこと等に原則合意するとともに、居住区域、業務区域、作業区域等毎に設置すべき持運び式消火器の数を定める解釈案を作成した。

審議の結果、小委員会は、今次会合にて作成した解釈案をもとにFP52で更なる審議を行い、最終化を目指すこととした。

以上

問い合わせ先

国土交通省：03-5253-8111

海事局 安全基準課 米川(43-952)、森吉(43-923)